

# 発着制限の緩和

ビジネスジェット等のいわゆるジェネラルアビエーションは、定期便とは異なる公用機等の発着枠（以下「公用機等枠」という。）で運航しており、公用機等枠に関して以下の取り組みを実施。

- 昼間時間帯（6時台～22時台）に設けられた30回（出発15回、到着15回）の発着回数のうち、ジェネラルアビエーションの発着上限を変更する。
- 定期便の発着枠に空きがある場合、各時間帯の発着回数制限を超えた発着を可能とする。
- 公用機等枠内の発着調整において、他の航空機と発着枠の申請が競合した場合、ジェネラルアビエーションの優先順位を引き上げる。

## ジェネラルアビエーションの発着枠拡大

<変更前>

8回／日

2倍増

<変更後>

16回／日

<変更前>

到着上限 4回／日

約4倍増

<変更後>

到着上限撤廃  
（最大15回／日）

## 時間帯ごとの発着回数制限の柔軟化

時間帯	出発	到着
6時台	—	—
7時台	—	—
8時台	—	1
9時台	—	—
10時台	1	1
11時台	2	—
12時台	2	1
13時台	3	—
14時台	2	1
15時台	2	3
16時台	1	2
17時台	1	1
18時台	—	1
19時台	1	—
20時台	—	2
21時台	—	1
22時台	—	1
計	15	15

時間帯ごとの発着回数制限を超えた発着が可能

# 発着制限の緩和

## 公用機等枠内の調整の優先順位引き上げ

### 変更前

- ① 訓練飛行以外の以下の航空機の運航
  - イ 飛行検査機、海上保安庁機の運航
  - ロ 日本政府がチャーターした航空機の運航(空輸便を含む。)
  - ハ 政府機関からの要請による公的目的での運航(空輸便を含む。)
- ② 報道取材機(羽田空港常駐機に限る。)の運航(訓練飛行を除く。)
- ③ 航空局が実施する耐空検査及び審査飛行
- ④ 訓練飛行を行う以下の航空機の運航
  - イ 飛行検査機、海上保安庁機の運航
  - ロ 日本政府がチャーターした航空機の運航
  - ハ 政府機関からの要請による公的目的での運航
  - ニ 報道取材機(羽田空港常駐機に限る。)
- ⑤ 臨時便、空輸便、旅客チャーター便(包括旅行チャーター便を除く。)  
及びオウンユースのための国内貨物チャーター便
- ⑥ ジェネラルアビエーション
- ⑦ 季節増便及び包括旅行チャーター便
- ⑧ 貨物チャーター便(オウンユースのための国内貨物チャーター便を除く。)

### 変更後

- ① 訓練飛行以外の以下の航空機の運航
  - イ 飛行検査機、海上保安庁機の運航
  - ロ 日本政府がチャーターした航空機の運航(空輸便を含む。)
  - ハ 政府機関からの要請による公的目的での運航(空輸便を含む。)
- ② 報道取材機(羽田空港常駐機に限る。)の運航(訓練飛行を除く。)
- ③ 航空局が実施する耐空検査及び審査飛行
- ④ 旅客等に関する以下の航空機の運航
  - イ ジェネラルアビエーション
  - ロ 臨時便、旅客チャーター便(包括旅行チャーター便を除く。)
- ⑤ 訓練飛行等の以下の航空機の運航
  - イ 飛行検査機、海上保安庁機の運航
  - ロ 日本政府がチャーターした航空機の運航
  - ハ 政府機関からの要請による公的目的での運航
  - ニ 報道取材機(羽田空港常駐機に限る。)
  - ホ 空輸便、オウンユースのための国内貨物チャーター便
- ⑥ 季節増便及び包括旅行チャーター便
- ⑦ 貨物チャーター便(オウンユースのための国内貨物チャーター便を除く。)



# 駐機可能機数の増加

ビジネスジェットは旧整備場地区において駐機しており、駐機可能機数を増加させるべく以下の取り組みを実施。

- 駐機スポットの稼働率を高めるため、ビジネスジェットの駐機可能期間を最大10日間から5日間に短縮する。
- 大型機対応のビジネスジェット機用駐機スポットに複数航空機の駐機を可能とする。
- 天候不良、機材の故障等により、ビジネスジェット機用駐機スポットが使用できない場合、予備として確保する駐機スポット等を使用可能とする。

